

JIS

製品含有化学物質管理一原則及び指針

JIS Z 7201 : 2017

平成 29 年 12 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 化学・環境技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	千葉 光 一	関西学院大学
(委員)	今井 勇	一般社団法人日本ゴム工業会
	大石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大野 香代	一般社団法人産業環境管理協会
	小川 修	一般社団法人日本塗料工業会
	倉品 秀夫	公益社団法人自動車技術会
	小森 亨一	一般社団法人日本分析機器工業会
	斉藤 良	日本プラスチック工業連盟
	四角目 和広	一般財団法人化学物質評価研究機構
	高津 章子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	中島 眞理	株式会社ブリヂストン
	中村 優	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
	野中 玲子	一般社団法人日本化学工業協会
	保倉 明子	東京電機大学
	松永 直樹	拓殖大学
	三浦 安史	石油連盟
	森川 淳子	東京工業大学
	山崎 初美	主婦連合会
	山田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 24.8.20 改正：平成 29.12.20

官 報 公 示：平成 29.12.20

原案作成協力者：一般社団法人産業環境管理協会

(〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 2-2-1 三井住友銀行神田駅前ビル TEL 03-5209-7707)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：化学・環境技術専門委員会 (委員長 千葉 光一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	3
2 引用規格	3
3 用語及び定義	4
4 製品含有化学物質管理の原則	7
4.1 一般	7
4.2 組織における製品含有化学物質管理	7
4.3 リスクに基づく製品含有化学物質管理	7
4.4 組織における製品含有化学物質管理の枠組み	8
4.5 化学品から成形品への変換工程	8
4.6 製品含有化学物質情報	8
4.7 企業秘密への配慮	8
4.8 製品含有化学物質に関するマネジメントシステムの評価	8
5 製品含有化学物質管理の指針	8
5.1 組織の状況	8
5.1.1 組織及びその状況の理解	8
5.1.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解	9
5.1.3 製品含有化学物質管理の適用範囲の決定	9
5.1.4 製品含有化学物質管理の実施	9
5.2 リーダーシップ	9
5.2.1 リーダーシップ及びコミットメント	9
5.2.2 方針	9
5.2.3 組織の役割, 責任及び権限	10
5.3 計画	10
5.3.1 リスク及び機会への取組み	10
5.3.2 目標及びそれを達成するための計画策定	10
5.4 支援	10
5.4.1 資源	10
5.4.2 力量	11
5.4.3 認識	11
5.4.4 コミュニケーション	11
5.4.5 文書化した情報	12
5.5 運用	12
5.5.1 運用の計画及び管理	12
5.5.2 製品含有化学物質管理基準の策定	12

	ページ
5.5.3 設計・開発における製品含有化学物質管理	13
5.5.4 外部から提供される製品の管理	13
5.5.5 製造及び保管における製品含有化学物質管理	14
5.5.6 変更の管理	15
5.5.7 製品の引渡し	15
5.5.8 不適合品発生時における対応	15
5.6 パフォーマンス評価及び改善	15
附属書 A (参考) この規格と JIS Q 9001:2015 及び JIS Q 14001:2015 との対比	17
附属書 B (参考) 製品含有化学物質管理の七つの枠組み及び指針の対比	23
附属書 C (参考) 成形品への変換工程	26
解 説	28

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS Z 7201:2012** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

製品含有化学物質管理—原則及び指針

Management of chemicals in products—Principles and guidelines

序文

この規格は、2012年に制定されたが、その後のサプライチェーンにおける製品含有化学物質管理の状況の変化及び課題に対応するために改正した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

製品含有化学物質管理の位置付け、理念などは、次による。

- a) **製品含有化学物質管理の位置付け及び理念** 化学物質の性質を利用又は応用した製品は、人間社会に高度な文明をもたらす一方、人及び環境に対して影響をもたらす可能性、いわゆる“化学物質リスク”があることも、また、事実である。化学物質管理は、化学物質の有害性とその化学物質にさらされる量（ばく露量）とを考慮した化学物質リスクに基づいて、その化学物質のライフサイクルを通して適用されることが求められるようになり、完成品における製品含有化学物質に関する法規制が世界各国・各地域で制定されている。対応としては、より安全な化学物質の使用へ転換したり、又はばく露量を減らすことによって化学物質リスクを下げるができる。

この時流を受けて、ライフサイクルを通じた化学物質の適正管理、製品使用時及び使用済み製品の適切な処理による、人及び環境への影響の低減、安全かつ効率的なライフサイクル処理の実現などを目的に、製品含有化学物質の管理、及びその情報の開示及び伝達を求める動きが国際的に広がってきた。

製品含有化学物質は、その製品を構成する部品又はその元となる材料の製造事業者でなければ、容易には把握できない場合が多く、サプライチェーンを通じたものづくりに関わる全ての組織にとって、製品含有化学物質情報の伝達による把握が重要な課題となっている。製品含有化学物質管理で得られた含有量などの情報は、ばく露量を評価する場合の基礎情報ともなり得る。

次に製品含有化学物質管理の理念を示す。

- 1) **コンプライアンスに対する認識の重要性** 製品含有化学物質に関わるコンプライアンスは、製品含有化学物質に起因する人及び環境への影響を回避するだけでなく、事業の継続性維持の観点からも重要な課題となっている。製品含有化学物質管理基準を基礎付ける法規制などの内容を正しく理解し、組織の重要な課題として認識し、製品含有化学物質管理の活動に取り組むことが必要である。

製品含有化学物質に関わるコンプライアンスは、企業が取り組まなければならないコンプライアンスの一つである。組織間において製品含有化学物質管理を進める際には、中小企業を保護する法令などに抵触しないよう、十分な配慮が必要である。

注記 組織間で管理を進める際に、遵守が必要となる法令の例として、日本国内では、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法などがある。

- 2) **製品含有化学物質の科学的・合理的な管理** 製品含有化学物質は、科学的・合理的に管理されることが重要である。